

災害時に避難所で利用できる「災害時用公衆電話」を市内の指定避難所に設置しました。

大規模災害発生時は、通常の電話回線がパンクする恐れがあります。この公衆電話は通信制御を受けずに無料で利用でき、被災者などの通信手段として活用できます。

▼設置場所Ⅱ中央公民館、保健文化センター、中部コミュニケーションセンター、白里公民館、大網小学校、瑞穂小学校、増



穂小学校、白里小学校、大網東小学校、増穂北小学校、季美の森小学校、大網中学校、増穂中学校、白里中学校、大網白里アリーナ、農村ふれあいセンターやまへの郷

☎(70) 0303

☎(70) 0303

災害時用公衆電話 (特設公衆電話) を設置しました

千葉県では、視覚に障がいのある方や小さな文字が見えにくい高齢の方が、平時から災害リスクなどを認識し、早めの避難につなげることを目的として、スマートフォンを活用しハザードマップの情報などを音声で聴くことができる「耳で聴くハザードマップ」

サービスを導入しています。ぜひご利用ください。

☎(70) 0303



▲詳細 (千葉県ホームページ)

耳で聴くハザードマップを利用しよう

地震による通電火災対策

地震が発生すると、揺れに伴う電気機器からの出火や、停電が復旧したことによる火災が予想されます。この「通電火災」を未然に防ぐために感震ブレーカーや漏電遮断器を設置しましょう。

◇感震ブレーカー

設定値以上の揺れを感知したときに、電気を自動的に止める器具です。不在時やブレーカーを切って避難する余裕が無い場合に電気火災を防止する有効な手段です。

◇漏電遮断器

万が一漏電した際に、電気を遮断し感電・火災事故を未然に防ぐ器具です。定期的な動作確認や耐用年数を確認し、漏電・感電事故による火災防止に役立てましょう。

☎(70) 0303

土砂災害避難訓練を実施しました

6月29日、土砂災害警戒区域に居住する住民を対象とし、避難要領の実践、住民の方々の避難経路や場所確認などの避難行動の実践をすることを目的に土砂災害避難訓練を実施しました。

土砂災害は、特に梅雨や台風の出水期に発生しやすくなります。日ごろから災害に対する意識を持ち、防災を心掛けましょう。



日本各地で発生した過去の震災では、昭和56年以前に建てられた木造住宅に重大な被害が集中しています。

該当する木造住宅の耐震化について、専門家による無料個別相談会を開催しますの

▼日時Ⅱ9月5日(金)13時30分～16時(相談は1組30分以内)

☎(70) 0366

全国瞬時警報システム(Jアラート) の伝達訓練を実施します

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、緊急情報を国から人工衛星などを通じて瞬時に伝える、全国瞬時警報システム(Jアラート)を用いた訓練を実施します。

▼訓練日時Ⅱ8月20日(水)11時

▼放送内容

- ・上りチャイム音
- ・「これは、Jアラートのテストです」×3回
- ・「こちらは防災大網白里市です」
- ・下りチャイム音

☎(70) 0303

住宅の耐震化について無料相談会を開催

わが家の耐震相談会

市議会第3回定例会は、9月1日(月)開会予定です。

傍聴を希望する方は、本会議が開催される当日に、本会事務局にて傍聴券に住所・氏名をご記入いただきます(予約無・先着順・傍聴席は30席)。

委員会の傍聴を希望する場合は、開会時刻の30分前までに手続きをして



☎(70) 0390

議会が傍聴できます

千葉県市町村交通災害共済の一般会員募集 (令和7年度)

千葉県市町村交通災害共済は、交通事故に遭った会員に見舞金を支給する住民相互の共済制度です。

見舞金は、加入者の通院・入院の日数によって等級を決定し支払われます。

なお、今年度、幼稚園・保育所・小中学校などで集団会員として加入している児童・生徒は、改めて加入する必要はありません。

※自転車保険ではありません。

※事故の相手方への障害・賠償などは対象外です。

- ▶加入できる方
- ①本市に住民登録がある方
 - ②「①」の方に扶養されている市外在住の方

- ▶受付開始=8月1日(金)
- ▶受付日時=8時30分～17時15分(閉庁日を除く)
- ▶受付場所=安全対策課、白里出張所
- ▶共済期間=9月1日(月)～令和8年8月31日(月)(1年間)
- ※9月1日以降の申し込みは、加入申し込みの翌日から令和8年8月31日まで。
- ▶対象となる事故=自動車、オートバイ、自転車などによる人身事故などで、自動車安全運転センターから交通事故証明書が発行された事故
- ▶見舞金額
- ①死亡見舞金=150万円
 - ②傷害見舞金=2～50万円
 - ③身障見舞金(身体障害等級1級ま

- たは2級)=50万円
- ④交通遺児見舞金=遺児1人につき10万円
- ▶申込方法=申込書に記入の上、会費を添えて申し込み(お釣りの無いように準備ください)
- ▼年会費

申込翌日の属する月	会費の額
9月	700円
10月・11月	600円
12月・1月	500円
2月	400円
3月・4月	300円
5月・6月	200円
7月・8月	100円

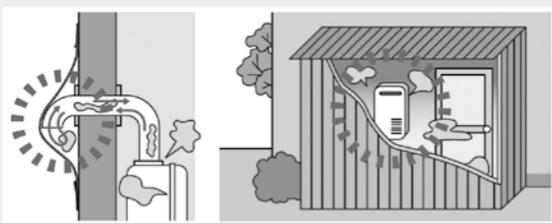
☎(70) 0387

ご注意! ガス機器を波板などで囲わないでください

○屋外に設置されたガス機器を、建物や波板(トタン)などで囲わないでください(常時開放された空間が必要です)。

○リフォームや外壁塗装などで排気筒(煙突)を取り外したり、給排気設備をビニールシートなどで覆ったりした場合は、ガス機器を使用しないでください。

このような状態でガスを使用すると、燃焼に必要な新鮮な空気が不足して、室内に排気ガスが充満し、不完全燃焼による一酸化炭素(CO)中毒の原因となり大変危険です。



☎(72) 1131

市営ガスは、**家計にも環境にもやさしい県産天然ガス**を供給しています。

(供給している**ガス種は12A**です)

「電気・ガス料金負担軽減支援事業」による市営ガス料金の値引き

国の物価高対策に基づく「電気・ガス料金負担軽減支援事業」による市営ガス料金の値引きを次のとおり行います。手続きは不要です。

- ▶対象=市営ガスを契約している方(年間契約量が1000万m³未満の家庭や企業など)
- ▶期間=令和7年8月～10月検針分(7月～9月使用分)
- ▶値引き単価(税込み)1m³当たり8円
- ※9月検針分は1m³当たり10円。

詳細は経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。

☎(72) 1131



▲特設サイト(資源エネルギー庁)